

### 排水設備の申請手続き

排水設備の新設、増設又は改築を行おうとする者は、施工前にその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例、規程の規定に適合するものであることについて、管理者の確認を受けなければならない（条例第 5 条参照）。

- 工事は、技術上の基準に適合した排水設備の設置を図るため、管理者が指定する工事店でなければ行うことができない（条例第 7 条参照）。
  - ◆ 指定工事店が排水設備工事の計画の確認を受けないで工事を行うことは、指定工事店の責務（工事店規程第 6 条）に違反し、指定の取消等（工事店規程第 8 条）の処分を受けることがある。
  - ◆ 排水設備工事の設計及び施工管理は責任技術者の責務（工事店規程第 10 条）として義務づけている。

### 申請書の提出

排水設備の計画確認申請は、規程第 19 条で定める排水設備計画確認申請書に所定の事項を記入し、必要な図書を添付して申請する。

（添付図書）

- 排水設備工事設計書
  - ◆ 位置図 申請地を表示（縮尺 1,500 分の 1 程度）
  - ◆ 平面図 原則として縮尺 200 分の 1 以上で作図  
管渠の配置、形状寸法を記入  
接続ます及び汚水・雨水ますの位置、形状寸法を記入  
他人の排水設備を使用する場合は、その位置を記入  
既設浄化槽がある場合は、その位置を記入  
特定施設等の場合は、除害施設及びポンプ施設の位置を記入
- その他、下水排除のために必要な図書等

### 審査

管理者は、計画確認の申請を受けたときは、その排水設備の設計の内容を審査して設置及び構造基準に適合することを確認する。

申請者は、設計審査手数料を納入通知書（規程第 19 条）に基づき、期限内に入金する。

### 施工

指定工事店は、入金を確認後、計画内容に従い工事を行う。

#### 完了

指定工事店は、工事が完了したら速やかに排水設備工事完了届（規程第19条）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

- 工事完了後の提出書類
  - ◆ 排水設備工事完了届
  - ◆ 排水設備使用開始、休止（変更）届
  - ◆ 水洗便所改造資金融資あっせん精算書（制度を利用した場合）

# 第8章 排水設備の計画確認申請等の手続き

> 排水設備の申請手続き

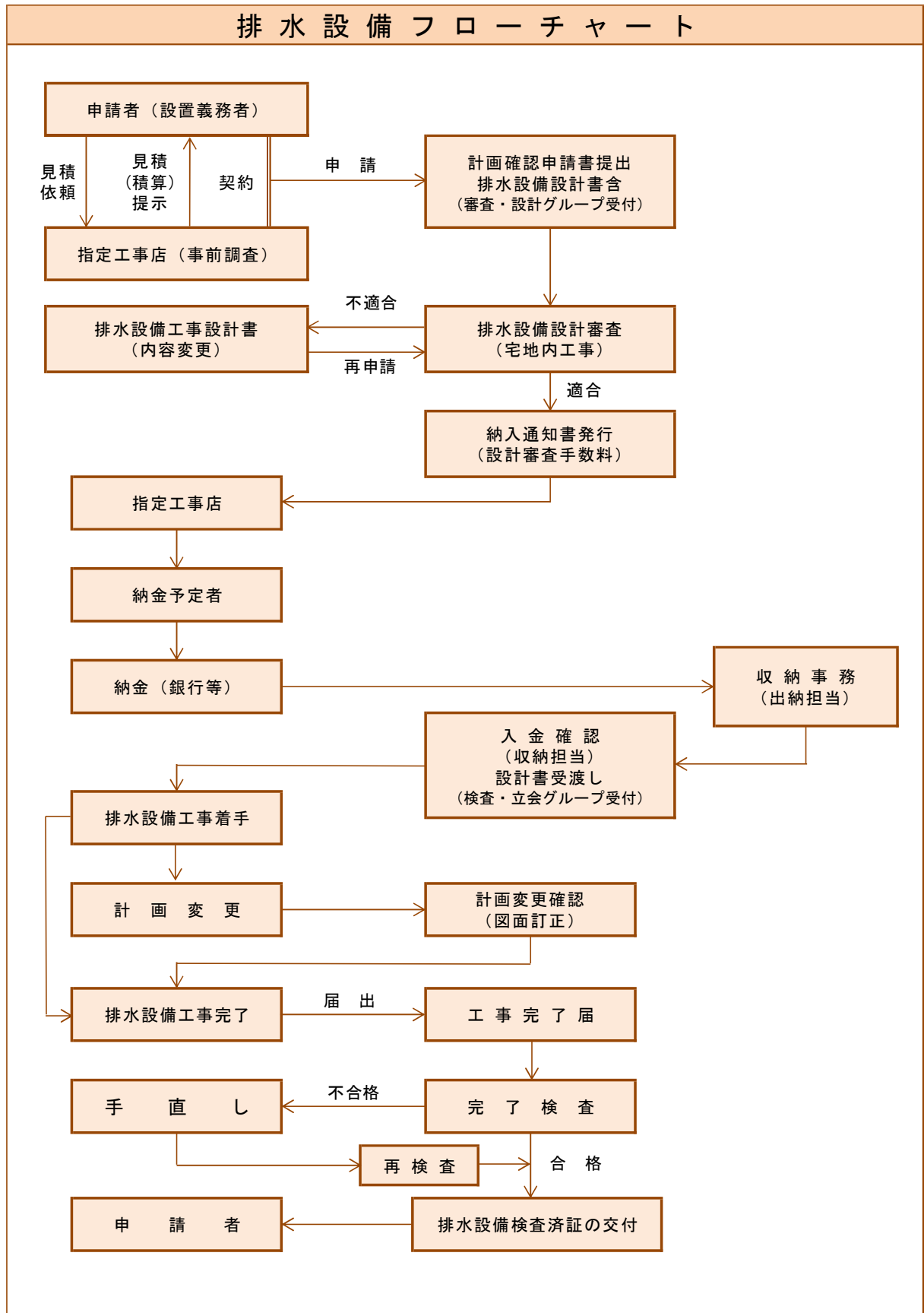


図 8-1 排水設備フローチャート